

# これからの事業所内保育施設

—複数企業による共同設置・運営型の事業所内保育施設—

研究開発室 的場 康子

## —要旨—

- ① 事業所内保育施設は女性の継続就業の手段として有望であるが、設置・運営のための企業負担が大きいこと等により、その普及を難しくしている。
- ② 最近では多様な事業所内保育施設が設置されている。中でも複数の企業による共同設置・運営型の事業所内保育施設の事例は、企業による導入障壁を低くし、その普及のためのヒントを提供するものである。
- ③ 今後、事業所内保育施設を設置しやすくするためには、共同設置・運営の利点を含め、多くの企業にとって事業所内保育施設の設置にあたり参考となる情報が求められる。またこれに併せて、事業所内保育施設の多様性に適合した公的助成制度の充実も必要であろう。

## 1. はじめに

2003年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」により、企業は仕事と家庭の両立が可能となるような雇用環境の整備を行うことが求められるようになった。このような企業による次世代育成支援策の一つとして、事業所内保育施設が注目されつつある。

事業所内保育施設は企業等が従業員の子どもの対象として、事業所内または隣接地に設置する保育施設のことで、「認可外保育施設」に該当する。そのため自社の勤務時間に合わせて、一般の認可保育所では対応できない深夜や休日等にも対応した保育運営を行っていることが特徴である。また最近では、都市部を中心とした認可保育所不足による待機児童問題を背景として、従業員が産後休暇や育児休業後すぐに職場復帰できるように事業所内保育施設を設置している企業もある。まさに事業所内保育施設は、認可保育所の代替施設としての役割も担っている。こうした機能が注目され、保育サービスの供給増を図るために今年6月に発表された「子ども・子育て新システムの基本制度案」においては、事業所内保育施設も多様な保育サービスの一つとして新システムに位置づけられることとなった。

しかしながら現在、企業による事業所内保育施設の導入率は2.5%にすぎない（厚生労働省「平成21年度雇用均等基本調査」）。短時間勤務制度の導入率は47.6%、所定外

労働の免除は40.8%等、仕事と家庭の両立のために設けられた他の支援制度と比較すると事業所内保育施設の導入率は低い。事業所内保育施設の設置にあたり、国や一部の自治体による助成制度が整備されつつあるものの、設置・運営のための負担が大きいこと等が、企業による事業所内保育施設の導入を難しくしている。

そこで、事業所内保育施設を普及させていくための課題及び方策を整理することを目的として、経済産業省が「平成21年度サービス産業生産性向上支援調査事業（事業所内保育施設等実態調査事業）」（以下「経済産業省調査事業」）を実施し、当研究所が受託して調査研究を行った。同調査事業では特に、複数の企業による共同設置等、中小企業を含む多くの主体が設置しやすい事業所内保育施設のあり方を検討した。本稿は同調査事業の結果の一部を紹介するものである。

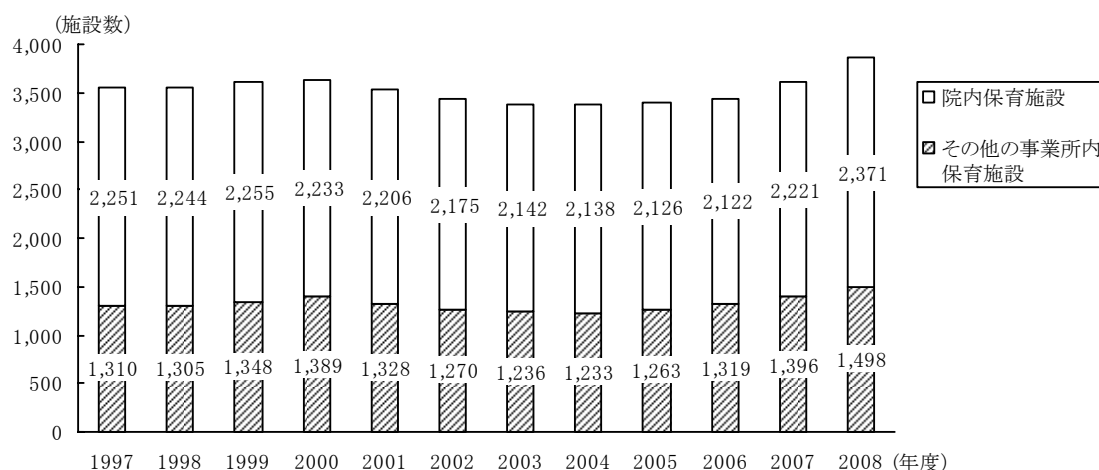
ここではまず、既存文献により事業所内保育施設の現状を踏まえ、次いで経済産業省調査事業で実施した事業所内保育施設に対するヒアリング調査結果をもとに、複数企業による共同設置・運営をしている事例等の紹介を行い、事業所内保育施設の普及のための課題を示す。

## 2. 事業所内保育施設の現状

### (1) 事業所内保育施設数

厚生労働省によれば、2008年度の事業所内保育施設数は3,869施設である（図表1）。そのうち、病院内の事業所内保育施設である「院内保育施設」が2,371施設であり、「その他の事業所内保育施設」が1,498施設である。先述の通り、企業による導入率は低いものの、施設数の推移をみると、ここ数年は増加傾向にある。

図表1 事業所内保育施設数の推移



資料：厚生労働省「認可外保育施設の現況（平成21年3月31日現在）」2010年3月

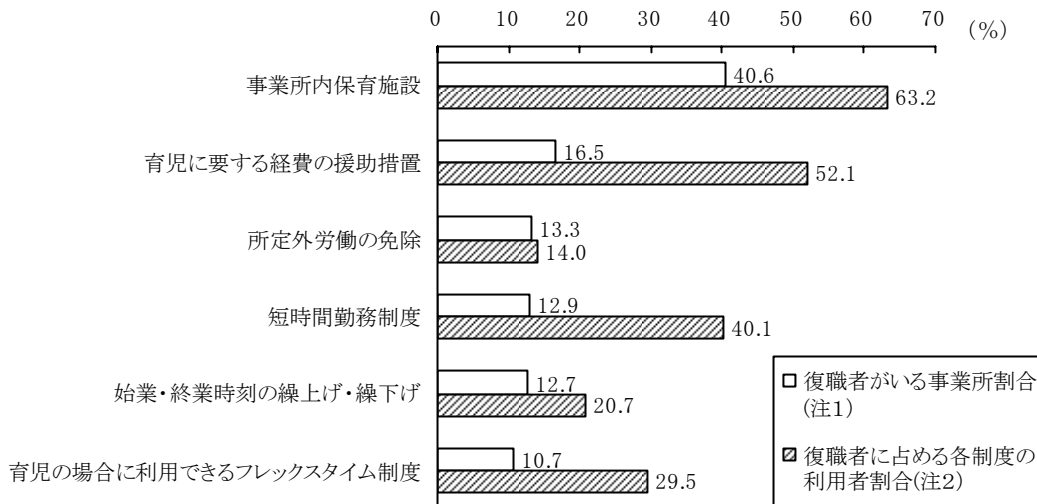
## (2) 事業所内保育施設の利用状況

次に利用状況をみると、仕事と家庭の両立のために設けられた他の支援制度に比べ、事業所内保育施設は女性の就業継続のために有効に利用されているといえる。

事業所内保育施設がある事業所では、女性の育児休業からの復職者がいる事業所割合は40.6%であり、他の支援制度と比較して最も高い（図表2）。また、事業所内保育施設がある事業所においては、復職者の63.2%が同施設を利用しており、利用率においても他の制度に比べ最も高い。

事業所内保育施設を設置している事業所の場合、多くの女性が復職する傾向があり、また同施設を利用しながら働いている人も多い。まさに女性の継続就業を支援する手段の一つとして、事業所内保育施設の設置が有望であることを示しているといえよう。

図表2 各制度導入事業所における復職者ありの事業所割合及び復職者に占める利用者割合



注1：各制度がある事業所のうち、調査前年度1年間に育児休業を終了し、女性の復職者がいた事業所の割合。

注2：各制度がある事業所における女性の育児休業後復職者に占める利用者の割合。

資料：厚生労働省「平成20年度雇用均等基本調査」2009年8月

## 3. 事業所内保育施設に対するヒアリング調査結果

### (1) ヒアリング調査概要

このように両立支援策として有効な事業所内保育施設の設置がしやすいような方策を検討するために、経済産業省調査事業では事業所内保育施設を保有する企業13社に対し、2009年11月から2010年1月にかけてヒアリング調査を実施した。その結果、最近では自社の事情に合わせて設置・運営の手法を工夫して、事業所内保育施設を設置している事例が多いことがわかった。

本稿ではそのうち、設置・運営面で特徴的と思われる6社の事例をもとに運営実態

や課題を示す。この6社の事業所内保育施設の概要は図表3の通りである。

図表3 ヒアリング対象企業の事業所内保育施設の概要

	卸売業A社	卸売業B社	金融業C社	輸送業D社	製造業E社	化学F社
定員	28名	月極15名 一時利用5名	2施設 ①12名②25名	15名	5施設 いずれも50名	月極30名 一時利用8名
設置 運営 形態	グループ会社 に開放	単独設置・運 営	グループ会社 との共同設 置・運営	他社に開放	共同設置・運 営	他社に開放

## (2) 運営実態

### 1) 施設定員

施設定員は12名から50名の幅がある。国からの助成金を得て設置した場合、定員数は保育施設の面積との関係で決まることが多い。助成要件に、「乳幼児「1人当たりの面積が原則として7㎡以上であること」とあり、これを遵守する必要があるためである。

### 2) 利用率

利用率（定員に対する利用者の割合）は1割程度から満員まで様々であるが、定員に満たない施設の方が多い。

### 3) 年齢構成

利用児童に占める0～2歳児の割合が高い施設が多い。待機児童問題から、地域の認可保育所を利用できない人の職場復帰を事業所内保育施設が支えているといえる。

### 4) 開園日・時間

地域の認可保育所を利用できない日曜・祭日や夜間等の勤務が必要な場合、自社の勤務日・時間に合わせた設定をしている。

### 5) 設置・運営費用

上記6社はすべて保育事業者に委託をして運営を行っている。実際には事業所内保育施設全体で見ると、設置企業による直接運営が多いが、最近では保育事業者による委託運営が増えている\*1。

設置費用については、土地取得から建物を建設する場合と建物の一部を改装する場合とでは、当然ながら設備費用が大きく異なる。例えば、土地取得から建物を建設する場合は、1施設あたり平均でおよそ1億3,000万円である。建物の一部を改装する場合は、1施設あたり平均でおよそ5,000～6,000万円である。

運営費用についてみると、定員数が少ない施設（小規模施設）の方が費用は少ない傾向がある。ただし、定員1人あたりの運営費用で見ると、定員数が少ない方が金額は大きい。例えば、約15人定員の施設の年間支出額は約3,000万円（定員1人あたり約200万円）、約30人定員の場合は約4,000万円（同約130万円）である。定員が多い施設

(大規模施設)の方が効率的な運営ができるようだ。

ちなみに、概して企業は利用者から利用料金を徴収している。その際、利用する子どもの年齢に応じた料金設定をしている場合が多い。具体的な料金は、おおむね、2歳までは5～6万円、3歳以上は約3万円となっている。

### (3)設置理由

事業所内保育施設を設置した理由としては、女性の継続就業支援と社会貢献があげられた(図表4)。ただし女性の継続就業支援のためといっても、以下に示すように企業によってその内容は様々である。

まず、待機児童問題への対応のため、事業所内保育施設の役割を育児休業からの「復職支援」とし、地元の保育所を利用できるまでの「避難所」として設置している企業がある。この場合、限られた定員の中、多くの社員が育児休業から復職するときに利用できるよう、年度ごとの契約としている。

また別の企業はワーク・ライフ・バランスを重視し、出産しても継続就業ができるという安心感を与えるために、事業所内保育施設を用意している。

さらに、企業トップの強い意向により、たとえ現在は利用者が少なくても、これから利用する可能性のある人が増えることを見込んで、長期的な女性活用の企業戦略として設置している企業もある。

図表4 設置理由

<p>&lt;卸売業B社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所は待機児童問題への対応として、避難所的な考え方で設置している。毎年復職してくる社員に公平に利用してもらうため、年度ごとの契約としている。</li> <li>・育児休業からの「復職支援」が保育所設立の第一の目的である。</li> <li>・子どもの将来育成を考えると、就労先の保育所よりも社員の居住地域の保育所のほうが、地元での交友関係構築や園庭があるといった物理面からも好ましいと考える。</li> </ul> <p>&lt;金融業C社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的に保育所不足が問題となる状況下、職場復帰を目指す社員の不安を少しでも取り除く観点から、いざというときの緊急避難的な役割を果たすべく設置。</li> </ul> <p>&lt;製造業E社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福利厚生や社会貢献を目的としたのではなく、女性社員の活躍推進施策の一環と位置付け、企業戦略として設置した。</li> <li>・会社は国民の祝日も稼働しているので、地域の保育施設とは稼働日が合わない。</li> </ul> <p>&lt;化学F社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会貢献」として設置した。待機児童の解消のための「社会貢献」ということは、社内外に理解されやすい。</li> <li>・費用負担は、福利厚生費というよりも、社会貢献事業活動費と考えている。</li> </ul> <p>保育所の利用可能性のない他の社員とのバランスを考えると、福利厚生費よりも、社会貢献事業活動費としたほうが理解されやすい。</p>
---

資料：第一生命経済研究所「経済産業省 平成21年度サービス産業生産性向上支援調査事業（事業所内保育施設等実態調査事業）報告書」2010年2月 ([http://www.meti.go.jp/medi\\_lib/report/2010fy01/0020104.pdf](http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2010fy01/0020104.pdf))  
より筆者作成

#### (4) 設置・運営形態

上記6社における設置・運営形態は、次の4形態に分けられる。

第一は1社単独での設置・運営である。現在設置されている事業所内保育施設のほとんどはこの形態である。単独設置・運営の理由は、他社の従業員の子どもの預かることの責任の重みを感じているということや、そもそも定員が自社の利用者でいっぱいであること等である。

第二は1社が単独で設置・運営している事業所内保育施設を他社に開放する形態である（図表5）。この形態には、「他社」をグループ会社に限定している場合と、限定しないで近隣の他社に開放している場合がある。グループ会社に限定しているケースでは、事業所内保育施設の設置者である本社の近くにグループ会社が集積している場合が多い。他方、近隣の他社に開放しているケースは自社のみでは十分な利用者が集まらないことから、利用者数の安定的な確保を図るために開放している場合が多い。

図表5 事業所内保育施設を他社に開放している事例

<p>&lt;卸売業A社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人21世紀職業財団の助成基準に則り、利用者の半数以上は設置者の従業員としているが、残りの枠をグループ会社の従業員に開放している。</li> </ul> <p>&lt;輸送業D社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の従業員の利用枠を確保した上で、空きがあった場合、他社の従業員を受け入れる。</li> <li>・グループ企業のみならず、グループ外企業とも法人契約を締結している。</li> <li>・法人契約企業は、自社で保育所を作るまでの一時的な利用として、また、自社では保育所を設立できないから、という理由で契約することが多い。</li> <li>・契約するだけでは費用はかからない。利用者がある場合に、法人契約料を徴収する。利用者の保育料の料金設定では、グループ内外で差をつけていない。</li> </ul> <p>&lt;化学F社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業（他社）との契約により、その企業の子どもの受け入れている。企業との契約に当たっては、1社につき1名から利用できるようにしている。契約料は月額で徴収している。</li> <li>・定員の3分の1を自社枠として確保し、残りの枠を他社の子どもの開放している。</li> <li>・他社の従業員の子どもの利用に対しても、東京都の助成制度から補助金が支給される。</li> </ul>
---

資料：図表4と同じ

第三はグループ会社との共同設置・運営である（図表6）。これは、利用者数の確保及び費用負担の分散がねらいである。この場合、別企業との共同設置・運営よりも利害関係の調整がしやすいという利点もある。

第四は複数企業との共同設置・運営である。この事例では、複数企業が共同出資をして、新たに「運営会社」を設立し事業所内保育施設を運営している。共同設置の場合、企業によって利用者数が異なる場合が多く、保育士人件費等の運営費負担のバランス調整が必要である。こうした企業間の調整役に加え、保育の質を保つための保育事業者への指導等の役割を担う「運営会社」の設置により、複数企業による効率的な運営を図っている。

図表6 グループ会社や複数企業と共同設置・運営をしている事例

<p>&lt;金融業C社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ会社数社により共同で設置し、運営。</li> <li>・運営費用は、企業負担となる部分についてグループ各社の在籍人数に応じて各社按分。</li> </ul> <p>&lt;製造業E社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の企業が共同で設置し、運営していくためには、運営会社の設置が必要であると考え、共同出資により保育施設を管理・運営する会社を設立した。</li> <li>・保育施設の設置費用（土地の確保・建物の建設）は、各出資企業が負担した。</li> <li>・運営会社は、保育施設を設置した各社に、土地・建物の賃料を支払う。</li> <li>・出資企業が運営会社に支払う委託料＝管理会社の支払い費用（賃料、保育事業者への委託料、セキュリティ会社への支払い等）－運営会社が利用者から徴収した保育利用料</li> <li>・委託料は出資会社の社員の利用率で算出する。</li> <li>・運営会社の役割は、施設及び運営全般の管理業務、及び全ての施設で保育の質を同等に保つための保育事業者への指導等である。</li> <li>・出資企業の従業員は、自社が設置した保育施設、他の企業が設置した保育施設を区別なく利用できるため、自宅周辺や勤務地周辺、通勤経路等、ニーズに合わせて施設を選んで利用することができる。</li> </ul>
---

資料：図表4と同じ

### (5) 助成制度に対する評価

国や一部の自治体において、事業所内保育施設の設置・運営費用の一部を助成する制度がある\*<sup>2</sup>。これを活用して事業所内保育施設を設置した企業が目立つが、中には、施設の仕様が助成制度で定められている支給要件に合わないために助成を申請しないで設置した企業もある。助成制度活用の有無にかかわらず、企業からは助成制度をもっと利用しやすくしてほしいとの意見が多かった。具体的には、面積基準、施設基準、支給対象基準の緩和等があげられた（図表7）。

図表7 助成制度に対する評価

<p>&lt;卸売業A社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人21世紀職業財団から、保育料の設定について、助成をしているので利用者負担を軽くすべきであるとの指摘があった。企業負担も考慮すると、利用料の設定にもう少し自由度があってもよいのではないかと。</li> </ul> <p>&lt;卸売業B社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積基準の規制緩和がなされると、定員を増やすことができるので、期待している。</li> <li>・何よりも地域の自治体で待機児童問題を解消してくれることを望む。</li> </ul> <p>&lt;金融業C社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都の指導監督基準において、4階以上に保育室を設置する場合、避難経路として「屋外階段」の設置が定められているが、都心の高層ビルにそのような「外階段」が設置されていないケースは多い（建物内に、防火設備の整った「避難階段」はあるが、「外階段」の代替とはならず）。従って、オフィスビル内の上階での保育所設置は困難なものに。</li> </ul> <p>&lt;製造業E社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同設置の株式会社は支給対象外ということで、財団法人21世紀職業財団の助成金は得られなかった。</li> </ul>
---

注：現在の助成制度は、21世紀職業財団に代わり、各都道府県労働局が支給機関となっている。

資料：図表4と同じ

#### 4. 事業所内保育施設の普及に向けて

以上、事業所内保育施設は女性の継続就業支援のために設立され、実際に継続就業の手段として有望であることがわかった。一方、企業による設置・運営負担の大きさは軽視できない。また、ある程度規模が大きい施設の方が効率的な運営ができるものの利用者数の安定的な確保が難しいようで、利用率の低い施設も少なくない。こうした事業所内保育施設の実態が、普及を困難にしていると思われる。

しかしながら、本稿で紹介した複数の企業による共同設置・運営型の事業所内保育施設の事例は、現状では少数派であるが、企業による導入障壁を低くし、普及のためのヒントを提供するものと思われる。

単独設置・運営タイプの事業所内保育施設でも、グループ会社を含め他社に開放すれば、空いている定員枠を有効に活用できる。しかし他社との共同設置・運営は利用者数の確保及び費用分散は狙えるものの、利用人数の多寡等による利害調整が困難な場合がある。この点、グループ会社との共同設置・運営は、別企業よりも調整しやすいというメリットがある。また、複数企業による共同設置・運営にあたり、事業所内保育施設を管理・運営する専門会社を共同出資により組織する方式も、企業の運営負担の軽減のために有効である。

今後、事業所内保育施設を設置しやすいものとするためには、共同設置・運営の利点を含め、多くの企業にとって事業所内保育施設の設置にあたり参考となる情報を提供することが求められる。またこれに併せて、事業所内保育施設の多様性に適合した公的助成制度の充実も必要であろう。

(研究開発室 主任研究員)

#### 【謝辞】

本調査研究事業におけるヒアリング調査にご協力いただいた企業の皆様に深く感謝申し上げます。

#### 【注釈】

- \*1 財団法人こども未来財団「事業所内保育施設の保育に関する調査報告書」(2010年3月)によれば、事業所内保育施設の運営主体は「事業所の直営」が78.3%、「外部への委託」が18.3%である(その他1.3%、無回答2.1%)。「外部への委託」の割合は同財団の2002年調査で5.7%、2006年調査で12.6%である。
- \*2 事業所内保育施設の助成制度については、的場康子「事業所内保育施設の設置促進に向けて」『Life Design Report (2009年1-2月号)』に一部を紹介している。